

○京都府立大学学生集会規程

(平成20年京都府立大学規程第43号)

第1条 京都府立大学（以下「本学」という。）の学生が本学の内外において行う集会及びその他の団体活動（以下「団体活動」という。）については、この規程の定めるところによる。

第2条 学生が学内において集会を開き、又は団体活動を行おうとするときは、所定の学内集会届を集会7日前までに学生部に提出しなければならない。

第3条 学生が集会その他正規の授業以外の目的で、本学の施設又は物品を使用しようとするときは、その7日前までに当該管理責任者の承認を受けなければならない。

第4条 集会又は団体活動には、本学教職員の入場又は参加を拒むことはできない。

第5条 集会場又は団体活動における事故の責任は、すべて責任者にあるものとする。

第6条 学生部長は、本学の教育方針及びこの規程に違反した集会又は団体活動を解散させることができる。

第7条 責任者は、終了後すみやかに、その結果を学生部長に報告しなければならない。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。